

都島区社会福祉協議会 包括支援システムサーバーの入れ替えにかかる実施要領

都島区社会福祉協議会 包括支援システムの更新にかかる入札を行いますので、次の要領によりご参加ください。

記

1 案件名称

都島区社会福祉協議会 包括支援システムサーバーの更新

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

次に掲げる事項すべてに該当し、本会がその資格を認めた者は入札に参加することができる。

- (1) 大阪市、または大阪府入札参加有資格者名簿に登録されていること。ただし、資格名簿に登録されていないが、従前より本会と取引のある者は入札参加資格を有するものとする。
- (2) 見積もり合わせを行う当日に停止措置の対象でないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。別添「特記仕様書」に準ずる。
- (4) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

4 応募手続き

(1) 入札参加方法

別紙「入札書」ほか関係書類を封筒に入れ厳封して都島区社会福祉協議会まで提出してください。

(2) 「入札書」ほか関係書類様式交付場所

都島区社会福祉協議会窓口及びホームページ上

(3) 提出期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月2日（木）まで
（午前9時から午後5時。ただし11月2日は正午まで）

(4) その他

資格通知は、書類受付後送付する。

5 提出書類

- (1) 「入札参加申請書」10月19日（木）までに事前にご提出ください。（FAX 可）
※入札にご参加いただけない場合は、連絡いたします。
- (2) 「入札書」 所定の様式をダウンロードしてください。
- (3) 「見積書（内訳書）」 様式は自由
「入札書」、「見積書」については、原本を持参または郵送。期日必着のこと。

6 入札書提出期限

令和5年11月2日（木）正午まで。郵送可。期日必着のこと。

7 開札日・場所

- (1) 日 時 令和5年11月2日(木) 午後1時
- (2) 場 所 都島区社会福祉協議会 相談室
- (3) その他 必ずしも開札に立ち会う必要はありませんが、立ち会いを希望する場合は事前に連絡のこと。
入札結果は開札後すみやかにお知らせします。

8 問い合わせ先

大阪市都島区社会福祉協議会 地域包括支援センター 小林
電話06-6929-9500 FAX06-6929-9504

特記仕様書

暴力団等の排除について

- 1 乙が、この契約の履行期間中に「大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱」(以下「要綱」という)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- 2 乙は、入札等除外措置を受けている者に、この契約を全部または一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ)をさせてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。
また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し又は保証人の変更をしなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本会監督職員へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた時は、当該下請負人等に対し、速やかに本会監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- 4 乙は(3)に定める報告及び届出により、本会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 5 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

(甲：社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会 乙：請負者又は受託者)

仕 様 書

- 1 内 容 包括支援システムサーバーの購入、設置、ブレインシステム稼働に必要な設定作業、及び既存サーバーの撤去
- 2 納入場所 大阪市都島区社会福祉協議会（大阪市都島区都島本通 3-12-31）
- 3 納 期 落札業者と相談のうえ決定する
- 4 台 数 1 台（一式） リユース製品は認めない
- 5 規 格 参考機種 Express5800/T110k-S

CPU	インテル®Xeon®プロセッサE2314 2.8GHz 以上
メモリ	DDR4-2133 SDRAM DIMM, Unbuffered 16GB 以上のメモリを搭載
RAID コントローラー	RAID 0/1/5/6 対応 RAID コントローラー（1GB メモリ搭載）＋フラッシュバックアップユニット
HDD	2.5 インチ SAS 600GB HDD 3 台以上搭載した RAID 5 構成（実容量 1.2TB 以上）
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、2 ポート以上搭載、マネージメント用 LAN ポート
外部記憶装置	DVD-ROM ドライブ
バックアップ装置	RDX 装置（500GB RDX カートリッジ 1 本添付）外付け可
USB インターフェース	TypeA 5x USB3.0 以上
電源装置	冗長電源装置対応
OS	Windows Server 2022 Standard (Microsoft オープンライセンス版)
CAL	Windows Server 2022 Device CAL(15CAL)
無停電電源装置	UPS 500VA+PowerChute Business Edition Basic
メーカー保証	5 年間サポートパック（9：00～17：00 対応）
作業内容	インストール作業 ネットワーク接続設定 プリンター共有設定作業 共有ホルダーのアクセス権設定作業 現行サーバーの共有データ移行作業 ウィルス対策ソフトウェアのインストール作業 全体的な動作確認作業 Windows11 から 10 への再セットアップ作業(PC 1 台)

(様式1)

入 札 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

社会福祉法人
大阪市都島区社会福祉協議会
会長 前田起平 様

住所または
事務所所在地
商号または
名 称
氏名または
代表者氏名

㊞
(届出印)

大阪市都島区社会福祉協議会が実施する入札に参加するので入札書及び関係書類を添えて申請します。なお、入札参加資格を満たしていることを誓約いたします。
また落札の際は、仕様書に基づく内容を遅延することなく遂行いたします。

記

入札参加希望案件名称 包括支援システムサーバー入替にかかる入札

提出書類に関する連絡先

担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
連絡先（電話）	
（FAX）	
メールアドレス	

(携帯メールアドレス不可)

(様式 2)

入札書

次のとおり届けます

当社は消費税及び地方税にかか

- ☐ 課税事業者です
- ☐ 免税事業者です

令和 年 月 日

社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会
会 長 前 田 起 平 様

住所または
事務所所在地
商号または
名 称
氏名または
代表者氏名

印

下記について関係法令・関係規定を守り、仕様書等及び裏面に記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申込ます。なお、製品の規格及び設置については、指定されたものであることを誓約します。

百万

千

金額 (税込)								
------------	--	--	--	--	--	--	--	--

金額の頭に金、¥、留印などを行うこと
消費税を含んだ額

記

入札名称	包括支援システムサーバー入替にかかる入札
納入場所	大阪市都島区社会福祉協議会

裏面

1. 入札に付すべき事項	入札書のとおり
2. 契約条項を示す場所	大阪市都島区社会福祉協議会
3. 入札場所	大阪市都島区社会福祉協議会 (大阪市都島区都島本通 3-12-31)
4. 入札期限 開札日時	令和 5 年 1 1 月 2 日 (木) 正午 令和 5 年 1 1 月 2 日 (木) 午後 1 時
5. 入札の無効	次の場合に該当する入札は無効とする。 ○入札に参加する資格のない者のした入札 ○指定した入札書を用いないでした入札及び書類不備の入札 ○同一入札について、他の入札者の代理人を兼ねまたは 2 人以上の代理人として入札した時はその全部の入札 ○予定価格の事前公表対象事業の場合にあっては、予定価格を超える価格でした入札
6. 契約書作成の要否	大阪市都島区社会福祉協議会契約要綱 14 条による
7. 現場または机上説明会	現場または机上での説明会はいりません。 必要に応じ、調整のうえ下見を行うこと。
8. 申込書記載方法等	落札決定にあたっては、消費税を加算した金額 (加算した金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書の見積表をもとに算出し見積もった契約希望金額に消費税分を加算した金額を申込書に記載すること。
9. その他	○落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、契約締結の手続きをすること ○落札決定までに、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者、大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等排除外措置を受けている者は入札に参加できません ○入札者は、提出済みの申込書の引換えまたは撤回をすることはできない ○この入札において独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、若しくは刑法第 96 条の 3 に該当する談合などが明らかになった場合は契約金額の 100 分の 20 に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない ○契約締結までに、落札者が暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする

(様式3)

令和 年 月 日

社会福祉法人
大阪市都島区社会福祉協議会
会 長 前 田 起 平 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市都島区社会福祉協議会（以下区社協という）が大阪市暴力団排除条例に基づき、区社協実施事業等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、区社協が実施する、入札に参加（落札者においては受注）するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、区社協及び大阪市（以下区社協等という）から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が区社協を通じて大阪市および大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると区社協等が大阪府警察本部から通報を受け、又は区社協等の調査により判明した場合は、大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、区社協等のホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、区社協に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると区社協等が大阪府警察本部から通報を受け、又は区社協等の調査により判明した場合、下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者